

設 計 書

市道伐開事業	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和 7 年 5 月 日						工 事 概 要	阿久根出水線 道路除草工 延長 L= 7.2 km 面積 A= 14,400 m ² 伐木工 延長 L= 0.1 km 面積 A= 200 m ²				
工 事 番 号	第 号											
河 川 名 路 線 名	市道 阿久根出水線											
施 行 位 置	阿久根市 西目・山下・鶴川内 地内											
工 事 名	令和7年度 市道伐開事業 阿久根出水線 道路伐開委託											
工 期	60日間	施 行 方 法		直 営 ・ 請 負								
支 出 科 目	年 度 7	会 計		款			項	目		節		
	区 分		金 額				摘 要					
	設 計 額		円									
其 の 他	阿久根出水線において、路肩及び法面の雑草伐開及び伐木を行い、通行の安全と環境整備を図るためのものである。											

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	工事価格 円 消費税 相当額 円
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事 務 費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

本 工 事 費 内 訳 表

令和7年度 市道伐開事業 阿久根出水線 道路伐開委託

本 工 事 費 合 計				【 西目・山下・鶴川内 】 地内					阿久根出水線
				L = 7,200 m					工期 60日間
費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額		摘 要
							全体	うち特殊製品	
本工事費									
	道路除草工								
		機械除草 (肩掛け式)	除草・集草・積込運搬 飛石防護有り	m2	14,400				運搬距離：6.5km以下 施工内訳1号表
	道路伐木工								
			伐木作業	m2	200				施工内訳2号表
			高所作業車	日	1				見積による
	仮設工								
		安全費	交通誘導員B (2人)	日	16				交通誘導員算出表より 施工内訳3号表
	直接工事費								
	諸経費	(単独諸経費)		円	×30%＝				諸経費率は鹿児島県に準じる。
	委託価格								
		消費税等 相当額	10%						
	請負工事費								

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬
ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)
機械構成比： 労務構成比：

SQZ456
距離6.5km以下，飛び石防護有り
材料構成比：

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

1
m² 当り
標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 2 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費 (良好) を含む		M1002P
草刈機 [肩掛式] カッター径2 5 5 mm			草刈機 [肩掛式] カッター径2 5 5 mm		M7552P
普通作業員			普通作業員		R0200
特殊作業員			特殊作業員		R0100
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬
ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)
機械構成比： 労務構成比：

SQZ456
距離6.5km以下，飛び石防護有り

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

1
m² 当り
標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
運転手（一般）			運転手（一般）		R1500
その他(労務)			その他(労務)		ER009
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
A=1 有り C=1 6.5km以下			B=1 ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) E=1 IV-3-⑭-7		

伐木・伐竹（複合）
伐木(粗)(10本/100m2未満)
機械構成比：

SQZ330
除根作業無し，人力施工
労務構成比：材料構成比：

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

頁 0 - 0009
1
m² 当り
標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
普通作業員			普通作業員		R0200
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500
特殊作業員			特殊作業員		R0100
軽作業員			軽作業員		R0300
その他(労務)			その他(労務)		ER009

伐木・伐竹（複合）
伐木(粗)(10本/100m2未満)
機械構成比：

SQZ330
除根作業無し，人力施工
労務構成比：材料構成比：

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

頁 0 - 0010
1
m² 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=1 伐木(粗)(10本/100m2未満) C=2 人力施工			B=2 無し D=1 III-2-③-12		

交通誘導警備員 B
配置人数：2人

S2580

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

頁0-0011

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通誘導警備員 B	2.00	人			R2580
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=2 交通誘導警備員 B C=0 交替要員[人／日]			B=2 配置人数（交替要員除く）[人／日] D=1 II-5-21-1		

数量表

対象路線数量表 (道路除草工)

路線名	延長 (m)	幅 (m)	面積 (㎡) 除草・集草 積込運搬	日数 (日) 交通誘導員：2名	備考
阿久根出水線 (除草)	7,200	2	14,400	15	片側1m×2
合計	7,200		14,400	15	

対象路線数量表 (道路伐木工)

路線名	延長 (m)	幅 (m)	面積 (㎡) 除草・集草 積込運搬	日数 (日) 交通誘導員：2名	備考
阿久根出水線 (伐木・高所作業車使用)	100	2	200	1	右側
合計	100		200	1	

交通誘導員

16日

見積単価比較表

名称	数量	単位		採用単価 (平均価格)	備 考
高所作業車	1	日		48,000	

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 当該特記仕様書は、阿久根市 西目・山下・鶴川内 地内の
令和7年度 市道伐開事業 阿久根出水線 道路伐開委託 に適用する。

第2条 当該業務の数量は、設計書のとおりとする。

第3条

- (1) 発注者は、本業務における総括監督職員及び監督職員（以下「監督職員」という。）を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、業務遂行に必要なとなる指示、承諾、協議等の権限を有するものとする。
- (3) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第4条 当該特記仕様書及び設計書に記載されていない事項で、疑義が生じた場合は監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第5条 受託者は、施工計画、検査等のために経験のある技術者を選任すること。
また、現場で作業を実施する期間中は、監督職員の指示を受けられるようにすること。

第6条 （下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について）

- 1 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- ~~2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督員に提出すること。~~
- ~~3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。~~

第2章 業務の施工（伐採・伐木）

第1条 除草作業あたって配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る1、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備事業業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。

また、受託者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員 2 級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21 施行)における検定合格者
交通誘導に関し専門的な 知識及び技術を有する警 備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業 務法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けて いる者

第 2 条 除草・伐木作業中は、セーフティーコーン等を設置し、前後に作業中の看板を設置すること。また、作業者同士の接触事故等に十分に注意すること。

第 3 条 除草・伐木した草木は、速やかに片付けて、道路上又は排水溝等に集積・散乱等のないようにすること。また、空き缶等の投棄物も回収し処分すること。

第 5 条 高所作業車を用いる作業のため、当該作業に係る場所の状況、高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を定めなければならない。

第 6 条 高所作業車を用いて作業を行う際は、指揮者を定め作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

第 7 条 高所作業車の作業床上では、安全帯を使用すること。

第 8 条 除草幅は、2.0m（1.0m×両側）を基本とするが現場状況に合わせて構わない。

第 9 条 伐木幅は、2.0mを基本とするが現場状況に合わせて構わない。

第 3 章 施工管理

第 1 条 施工管理は下記のとおりとする

(1) 写真管理

着手前・作業完了（起終点・中間点）、作業状況及び安全管理等を撮影すること。

(2) 出来高管理

不要とする。

(3) 草の生長が早い箇所については、伐開途中であっても、その都度、監督職員と事前に協議し中間確認（検査）を受けること。

第 4 章 提出書類

第 1 条 受託者は、業務完了までに下記の図書を整理のうえ提出しなければならない。

(1) 施工計画書

(2) 写真管理資料

(3) 工程管理資料（月報含）

(4) 安全管理資料

~~第 5 章 電子納品~~

~~本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（令和 4 年 1 月）」（以下「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。~~

~~——【阿久根市ウェブサイト】——~~

~~ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品~~

~~——ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。——~~

第6章 その他

第1条 当該業務の前金払は行わないものとする。

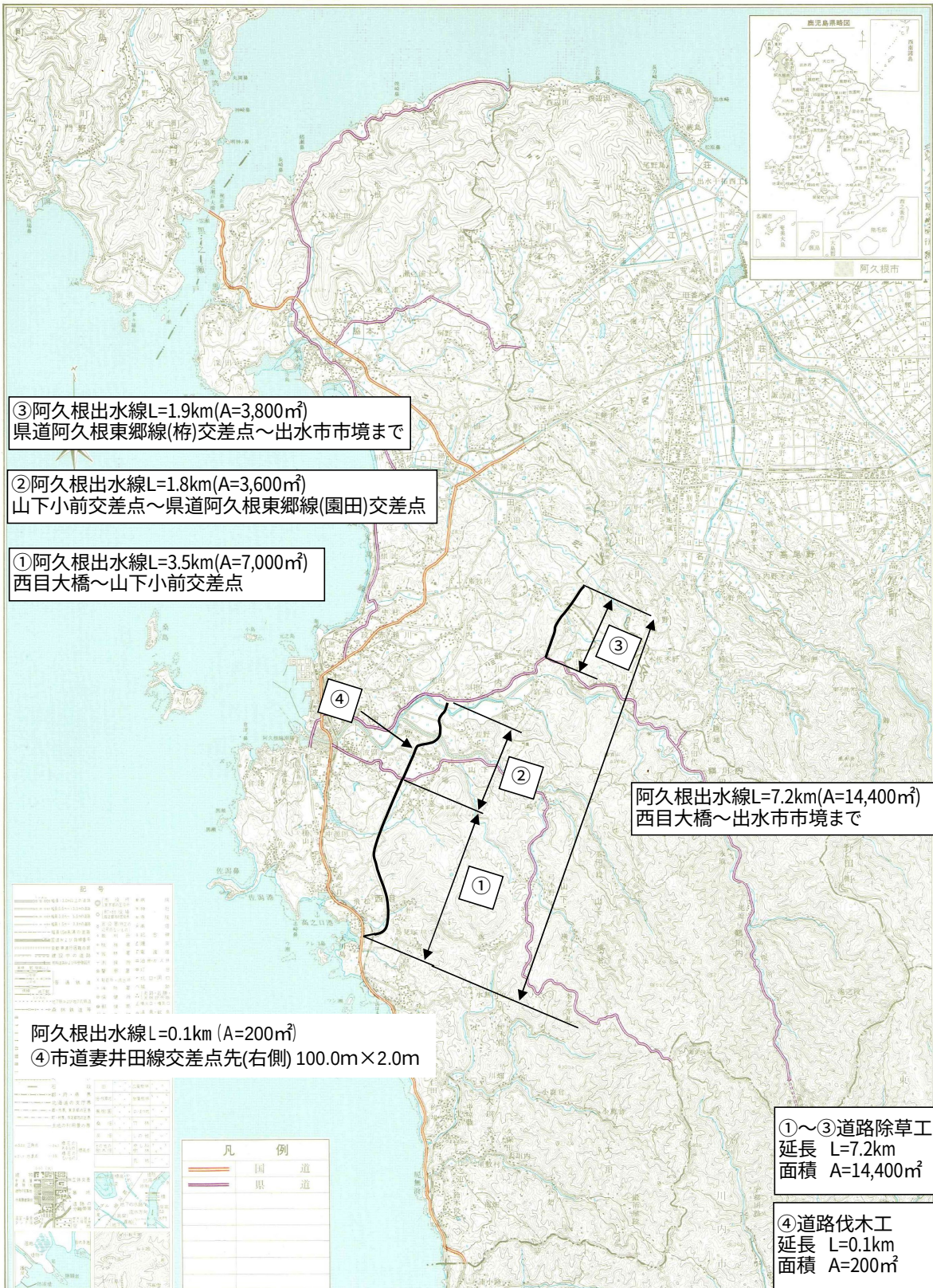
第2条 伐採した草の処理については、自然リサイクル（敷き草、堆肥等）を基本とし農家等への活用、還元を受託者で行うこと。

第3条 処分箇所については、土地所有者の承諾を得ること。なお、当該承諾を得た証明書類及び処分箇所の位置図を施工計画書に添付すること。

令和7年度 市道伐開事業 阿久根出水線 道路伐開委託 位置図

阿久根市全図

1 : 50,000 地形図



この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、関係機関の同意を得たものである。(承認番号 平 400 号)

1 : 50,000

愛媛県愛媛市和歌山町大字阿久根2丁目 1000番地～1010番地(阿久根市)